

鵠洋アーセナル 会則

2022 年 4 月

鵜洋アーセナル 会則

第1章 総 則

第1条 (名称) 鵜洋アーセナル(以下「クラブ」)と称する。

第2条 (設立) 設立年月日は、1968年6月1日

第3条 (目的) 当クラブは学校教育活動を離れて、サッカーを通じて地域少年たちの親睦を深め、併せて健康な身体と忍耐強い精神を育てることを目的とする。

第4条 (構成) 各学年チーム:(小学生・幼児クラブ員)
運営役員:(監督・コーチ・世話役)
総会:運営役員・クラブ員保護者

第5条 (会員) 資 格 : 原則として鵜沼地区児童
入 会 : 所定用紙により、運営役員に入会を申し出る。
退 会 : 運営役員に退会を申し出た日をもって退会とする。
他チームへ入会するために退会する場合は、再入会は認めない。

第6条 (所在地) 当クラブの所在地は、代表者の住所とする。

第2章 総 会

第7条 (開催) 毎年4月、第1又は第2土曜日に定期総会を開き、以下の事を話し合う。
また、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。

第8条 (成立) 総会は委任状を含めて1/3以上の出席をもって成立する。

第9条 (決議) 新年度の、基本的な活動計画を決議する。
新年度の、基本的な会計予算を決議する。
会則及びその変更を決議する。
運営役員を信任する。
その他、懸案事項を審議する。
決議においては、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(議長) 参加会員の中から2名に依頼。

第3章 運 営

第10条 (運営役員) 監督、コーチ(数名)・各学年世話役(数名)

第11条 (活動) 年間活動計画及び会計予算案を作成し、総会にかける。
必要に応じて会合を行い、クラブを円滑に運営する。会計予算を運営する。

第12条 (担当) 監督・コーチ : クラブ運営・担当チーム運営・実技指導・審判・渉外・理事会等
各学年世話役 : クラブ運営(会計・印刷・記録等)・レクリエーション・少年委員会等

第13条 (任期) 運営役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会計

第14条（会計） 会計は、会費及び寄付金を充てる。

第15条（会費） 1年間 12,000円とする。

1 学期分を、学期毎に会計が集金する。

1 学期 4月～8月(5ヶ月)

2 学期 9月～12月(4ヶ月)

3 学期 1月～3月(3ヶ月)

途中入団は、入会月を含めて1ヶ月1,000円単位で会計が集金する。

(休会) 会費の7割を、学期毎に会計が集金する。

(退会) 本会の会費は、途中退会した場合でも返金しない。

第5章 補則

第16条（保険） クラブ員・監督・コーチは、全員所定のスポーツ保険に加入する。
クラブ活動中の障害、事故等については、加入しているスポーツ傷害保険の範囲内で対処する。

第17条（責任） クラブ活動中(移動を含む)、監督・コーチ・引率保護者は、クラブ員の安全のために最大限の努力を払うが、万一の障害、事故等に対しては、重大な過失の無い限り、その責任を負うものではない。

第18条（細則） その他練習要領、試合時の注意事項、救急処置・連絡等については別紙に示す。

附 則 1.1991(平成3)年4月一部改正

2.1993(平成5)年4月一部改正

3.1994(平成6)年4月一部改正

4.1998(平成10)年4月一部改正

5.2005(平成17)年4月一部改正

6.2014(平成26)年4月一部改正

7.2017(平成29)年4月一部改正

8.2018(平成30)年4月一部改正

9.2019(平成31)年4月一部改正

10.2020(令和2)年4月一部改正

4.2022(令和4)年4月一部改正